

「知って得する？」社労士の独り言 第23回

「働き方改革を推進するための

関係法律の整備に関する法律案要綱」について

神奈川県社会保険労務士会藤沢支部
 特定社会保険労務士 石川 頁

厚生労働省は、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱」を9月8日に労働政策審議会に諮問しました。労働政策審議会は各分科会・部会で審議し、9月15日に厚生労働大臣に対し「おおむね妥当」との答申を行いました。労働条件分科会は「企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大及び高度プロフェッショナル制度の創設については、公労使三者の共通認識の下、対象業務の範囲の明確化、健康確保措置の強化といった修正がなされたが、また長時間労働を助長するおそれがおおむね払拭されておらず、実施すべきではない」との意見を付記しました。

この答申を踏まえて厚生労働省は、次期国会へ提出する法律案の作成準備を進めるとしています。この法案は、時間外労働の上限、月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率（50%以上）の猶予措置の廃止、高度プロフェッショナル制度の創設、使用者に対し年5日の有給休暇消化の義務化、有期雇用者への不合理な待遇差の解消（同一労働同一賃金、待遇差の内容・理由等に関する説明を義務化）など雇用管理において切実な問題ばかりです。費用負担の増加や規定の改正など、実務上も影響を受けるものばかりです。9月28日に衆議院を解散したため、選挙結果によってはこの法案が変わる可能性もありますが、労働時間の削減は時代の要請でもあり推進されますので、実施までに時間はありますが、今から着実に対策を講じつつ、今後の動向を見守っていきましょう。

【法律案要綱の要点】 厚生労働省9月15日付け報道発表資料より（一部筆者加筆：太字）

1. 働き方改革の総合的かつ継続的な推進 【施行期日：公布日】

働き方改革に係る基本的考え方を明らかにするとともに、国は、改革を総合的かつ継続的に推進するための「基本方針」（閣議決定）を定めることとする。（雇用対策法）

2. 長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等 【施行期日：平成31年4月1日】

（1）労働時間に関する制度の見直し（労働基準法）

- 時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定。

※自動車運転業務、建設事業、医師等について、猶予期間を設けた上で規制を適用等の例外あり。研究開発業務について、医師の面接指導、代替休暇の付与等の健康確保措置を設けた上で、時間外労働の上限規制は適用しない。

- 月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率（50%以上）について、中小企業への猶予措置を廃止する【平成34年4月1日より適用】。また、使用者は、10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対し、5日について、毎年、時季を指定して与えなければならないこととする。

- 企画業務型裁量労働制の対象業務への「課題解決型の開発提案業務」と「裁量的にPDCAを回す業務」の追加と、高度プロフェッショナル制度の創設等を行う。（企画業務型裁量労働制の業務範囲を明確化・高度プロフェッショナル制度における健康確保措置を強化）

（2）勤務間インターバル制度の普及促進等（労働時間等設定改善法）

- 事業主は、前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息の確保に努めなければならないこととする。

（3）産業医・産業保健機能の強化（労働安全衛生法等）

- 事業者から、産業医に対しその業務を適切に行うために必要な情報を提供することとするなど、産業医・産業保健機能の強化を図る。

3. 雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保 【施行期日：平成31年4月1日】

（1）不合理な待遇差を解消するための規定の整備（パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法）

【中小企業への改正規定の適用は平成32年4月1日】

- 短時間・有期雇用労働者に関する正規雇用労働者との不合理な待遇の禁止に関し、個々の待遇ごとに、当該待遇の性質・目的に照らして適切と認められる事情を考慮して判断されるべき旨を明確化。併せて有期雇用労働者の均等待遇規定を整備。派遣労働者について、(a)派遣先の労働者との均等・均衡待遇、(b)一定の要件※を満たす労使協定による待遇のいずれかを確保することを義務化。また、これらの事項に関するガイドラインの根拠規定を整備。

（※）同種業務の一般の労働者の平均的な賃金と同等以上の賃金であること等

（2）労働者に対する待遇に関する説明義務の強化（パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法）

- 短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者について、正規雇用労働者との待遇差の内容・理由等に関する説明を義務化。

（3）行政による履行確保措置及び裁判外紛争解決手続（行政ADR）の整備

- （1）の義務や（2）の説明義務について、行政による履行確保措置及び行政ADRを整備。